

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 概 要

千葉県総務部デジタル改革推進局デジタル戦略課

1 概要

令和6年4月24日に施行された生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により、生活保護法に規定する「進学準備給付金」が「進学・就職準備給付金」に改められた。

これに伴い、「進学準備給付金」を引用する、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（以下「番号規則」という。）及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則（以下「住基規則」という。）に関し、所要の規定の整理を行った。

2 改正内容 ※詳細は新旧対照表のとおり

進学準備給付金の名称が進学・就学準備給付金に改められたことに伴い、番号規則及び住基規則の規定中の文言の修正を行った。

3 施行期日

令和6年10月18日